

## E V 車用充電器利用の注意事項

利用する全ての方が快適に使用できるよう、EV車用充電器を使用する際に次のことを行ってください。

同注意事項に同意されない場合は、ご利用をお断りすることがあります。

- 1 利用時間は（午前9時から午後8時まで）とし、午前8時30分より前に車を停めて待つことはできません。また、午後8時には出庫できるように午後7時55分には車に戻るようにしてください。
- 2 充電器が利用中等の理由で待機される場合は、必ず運転手が乗車した状態で他の車両の駐車もしくは通行の邪魔にならないように待機してください。
- 3 待機できる車両は各充電器1台までとしますが、待機場所に余裕が無い場合は、車両の移動をお願いすることがあります。
- 4 利用終了予定時刻前には、車に戻ってください。  
(充電時間の上限) 普通充電：最大120分
- 5 充電中、何らかのトラブルで充電ができなかった場合でも、利用時間の延長はできません。
- 6 他人の車両に接続された充電ガンを抜かないでください。
- 7 終了予定時刻になっても、車に戻ってこない場合、鎌ヶ谷市職員又は関係者により充電ガンを取り外すことがあります。また、電話連絡をさせて頂く場合があります。
- 8 充電中及び充電後、車両等に不具合が発生しても、鎌ヶ谷市はその責任を一切負いません。
- 9 入出庫の際は、十分に周囲の安全確認を行い、歩行者の安全を確認してください。バック走行時は特に気をつけるようにしてください。
- 10 車両の入庫・出庫時に事故等が発生しても、鎌ヶ谷市はその責任を一切負いません。

お問い合わせ先

鎌ヶ谷市 契約管財課

TEL：047-445-1092